

国内募集型企画旅行条件書

お申込みいただく前に、この条件書を必ずお読み下さい。
(本条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書及び同法第12条の5に定める契約書の一部となります。)

一般社団法人 全国旅行業協会 正会員
社 名 近畿日本鉄道株式会社

平成 27 年 4 月 1 日改訂

1. 募集型企画旅行契約

- この旅行は、近畿日本鉄道株式会社(以下「当社」という)が企画する旅行であり、この旅行に参加されるお客さまは当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。又、契約の内容・条件は、募集広告(パンフレット等)の各コースごとに記載されている条件のほか、下記条件、最終旅行日程表及び当社の「旅行予約款(募集型企画旅行予約の部)」(以下「募集型企画旅行予約款」という)によります。
- 当社が、お客さまが当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供を受ける運送、宿泊その他のサービス(以下「旅行サービス」という)の提供を受けることができるように手配し、旅程を管理することを引き受けます。

2. 旅行の申込み方法及び契約の成立

- 当社所定の申込書に所定の事項を記入し、おひとりにつき下記のお申込金又は旅行代金全額を添えてお申込みいただきます。お申込金は旅行代金、取消料又は違約料のそれぞれの一部として取り扱います。

旅行代金	5,000円未満	5,000円以上 10,000円未満	10,000円以上 15,000円未満	15,000円以上 30,000円未満	30,000円以上
お申込金	1,000円	2,000円	3,000円	6,000円	10,000円

- お客さまが旅行の参加に際し、特別な配慮を必要とする場合には、契約の申込み時にお申し出下さい。このとき、当社は可能な範囲内でこれに応じます。
- 前項の申し出に基づき、当社が旅行者のために講じた特別な措置に要する費用は、旅行者の負担となります。
- 当社は電話、郵便、ファクシミリ等による旅行契約の予約の申込みを受け付けることがあります。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した翌日から起算して3日以内に申込書と申込金を提出していただきます。この期間内に申込金が提出されない場合は、当社は、予約がなかったものとして取り扱います。
- 募集型企画旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領した時に成立するものとします。
- 申込書と申込金の提出があったときは、募集型企画旅行契約の締結の順位は、当該予約の受付の順位によることとなります。
- 当社は、旅行契約が成立した場合は速やかに、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面(以下「契約書面」という)をお客様にお渡しします。
- 契約書面に、確定された旅行日程又は運送若しくは宿泊機関の名称が記載できない場合には、これらの確定状況を記載した書面(最終日程表)(以下「確定書面」という)を旅行開始日の前日までにしてお渡します。但し、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前に当たる日以降に旅行契約の申込みがなされた場合は、旅行開始日当日に確定書面をお渡す場合があります。なお、お客さまから手配状況の確認を希望されるお問い合わせがあった時は、確定書面の交付前であっても、当社は迅速かつ適切にお答えいたします。
- 前項の規程により当社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該確定書面に記載するところに特定されます。

3. 申込条件

- 原則として20歳未満の方が単独で参加の場合は、保護者の同意が必要です。
- 旅行開始時点で15歳未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます。また、75歳以上の方は、医師の診断書の提出をお願いする事があります。
- 当社は、お客さまが次の①から④のいずれかに該当したときは、お申込みをお断りすることがあります。
 - 他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断するとき。
 - お客さまが暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会的勢力であると認められるとき。
 - お客さまが当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
 - お客さまが風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- その他当社の業務上の都合で、お申込みをお断りすることがあります。

4. 旅行代金のお支払い

旅行代金の残額は、旅行開始日の前日からさかのぼって14日目に当たる日より前にお支払いいただきます。但し、本項の14日目に当たる日以降にお申込みをされた場合は、申込み時点又は旅行開始日前の当社の指定した日までに前にお支払いいただきます。

5. 旅行代金の適用

- 特に注釈のない場合、旅行開始日を基準として満12歳以上の方はおとな代金、満6歳以上12歳未満の方は、こども代金となります。
- 旅行代金は各コースごとに表示しております。出発日とご利用人数でご確認ください。

6. 旅行代金に含まれているもの

- 旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(注釈のないかぎりエコノミークラス)、宿泊費、食事代、観光料金(入場・拝観ガイド等)、旅行取扱料金及び消費税等諸税。
- 添乗員が同行するコースでは、これ他に添乗員経費、団体行動に必要な心付を含みます。上記諸費用は、お客さまの都合により、一部利用できなくも払戻しはいたしません。

7. 旅行代金に含まれていないもの

- 第6項のほかに旅行代金に含まれません。その一部を例示します。
 - 旅行日程中の「フリータイム」「自由行動」「各自で」「お客さま負担」等と記載されている区間の交通費等諸費用
 - 超過手荷物料金(規定の重量、容量、個数を超える分について)
 - クリーニング代、電報・電話料、追加飲食費等個人的性質の諸費用およびそれに伴う税・サービス料
 - 自宅と出発地・解散地間の交通費、宿泊費等
 - お一人部屋を使用する場合の追加代金
 - 希望者のみ参加されるオプションツアー(別途料金の小旅行)の代金

8. 旅行内容の変更

当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の旅行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客さまにあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由および当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の募集型企画旅行契約の内容(以下「契約内容」という)を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

9. 旅行代金の変更

- 当社は、利用する運送機関の適用運賃、料金が、第23項の基準期日以降に著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に越えて改訂されるときは、その範囲内で旅行代金を変更することがあります。その場合は、旅行開始日の前日から起算して15日目に当たる日より前にお客様にその旨を通知します。
- 第8項の事由により旅行内容を変更(運送・宿泊機関等が契約内容の旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の設備の不足が発生したことに由来する)されたことによって、旅行の実施に要する費用が増加または減少するときは、その範囲内において旅行代金を変更することがあります。
- 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、募集型企画旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず契約内容にある利用人員が変更になったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

10. お客さまの交替

お客さまは、当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲渡することができます。この場合、当社所定の用紙に所定の事項を記入の上、所定の金額の手数料とともに当社に提出していただきます。

11. お客さまによる旅行契約の解除・払戻し(旅行開始前)

- お客さまはいつでも、第15項に定める取消料を当社に支払って旅行契約を解除することができます。なお、お客さまが取消日とは、お客さまが当社及び旅行業法で規定された「受託営業所」(以下「当社」といいます。)のそれぞれの営業日、営業時間内に取消をする旨をお申し出いただいた時を基準とします。休業日と営業時間外に取消をする旨をお申し出には応じられませんので、翌営業日の受付となります。
 - お客さまは、次に掲げる場合においては、旅行開始前に取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。
 - 契約内容が変更されたとき。但し、その変更が第20項の表左欄に掲げるもの、その他の重要なものであるときに限ります。
 - 第9項(1)に基づいて旅行代金が増額されたとき。
 - 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
 - 当社が、お客さまに対し第2項(8)で定めた期日までに、確定書面をお渡ししなかったとき。
 - 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能になったとき。
 - 当社は、本項(1)により旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引いて払戻しをいたします。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また本項(2)により旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)全額を解除日の翌日から起算して7日以内に払戻しいたします。
 - お客さまの都合で旅行開始日又はコース変更される場合は、お客さまが当初の旅行契約を解除し、新たに旅行契約を締結していただくこととなります。この場合当社は第15項(1)の旅行契約の解除日に基づく取消料を申し受けます。

12. お客さまによる旅行契約の解除・払戻し(旅行開始後)

- お客さまのご都合により途中で離脱された場合は、お客さまの権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
- お客さまの責に帰さない事由により確定書面に従った旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客さまは当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金のうち、不可能になった当該旅行サービスの提供に係る部分から、取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額(当社の責に帰すべき事由によるものでないときに限ります。)を差し引いたものをお客さまに払戻しいたします。

13. 当社による旅行契約の解除(旅行開始前)

- お客さまが当社所定の期日までに旅行代金を支払われないうちは、当社は当該期日の翌日に旅行契約を解除することがあります。この場合、第15項に定める解除期日相当の取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
- 当社は、次に掲げる場合において、お客さまに理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。
 - お客さまが当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが明らかになったとき。
 - お客さまが病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行に耐えられないと当社が認めるとき。
 - お客さまが契約内容に関し合理的な範囲を超える責任を求めたとき。
 - お客さまの数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、13日目(日帰り旅行については、3日目)に当たる日より前に、旅行を中止する旨をお客さまに通知します。
 - スキーを目的とする旅行における必要な降雪量などの旅行実施条件であって、契約の締結の際に明示した条件が成就しないおそれが極めて大きいとき。
 - 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
 - お客さまが第3項(3)①から④のいずれかに該当することが判明したとき。

14. 当社による旅行契約の解除(旅行開始後)

- 当社は次に掲げる場合において、旅行契約を解除することがあります。
 - お客さまが病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと当社が認めるとき。
 - お客さまが旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
 - 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。
 - お客さまが第3項(3)②から④のいずれかに該当することが判明したとき。
- 本項(1)により旅行契約の解除が行われたときであっても、お客さまが既に提供を受けた旅行サービスに関する契約は有効に履行されたものとします。当社は、旅行代金のうち、お客さまがまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に既に支払い、又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて、契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に払戻しいたします。
- 本項(1)①②により、当社が旅行契約を解除したときは、お客さまの求めに応じて出発地に戻るための必要な手配をいたします。この場合に要する費用の一切はお客さまのご負担となります。
- 集合時刻を過ぎても集合場所にお越しにならない場合、旅行契約を解除することがあります。この場合権利放棄とみなし払い戻しはできません。

15. 取消料

- 旅行契約の成立後、お客さまのご都合で旅行を取消される場合には、旅行代金に対しておひとりにつき下記の料率の取消料をお支払いいただきます。

(イ) 日帰り旅行の取消料

取消日	旅行開始日の前日から起算して		前日	当日 (旅行開始前)	旅行開始後および 無連絡不参加
	10日～8日前	7日～2日前			
取消料率	20%	30%	40%	50%	100%

(ロ) 宿泊を伴う旅行の取消料

取消日	旅行開始日の前日から起算して		前日	当日 (旅行開始前)	旅行開始後および 無連絡不参加
	20日～8日前	7日～2日前			
取消料率	20%	30%	40%	50%	100%

- 当社の責任とならない各種ローンの取扱上の事由に基づき取消になる場合も上記取消料をお支払いいただきます。

16. 旅程管理

- 当社は、お客さまの安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力し、お客さまに対し次に掲げ

る業務を行います。但し、お客さまと異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。

- ①お客さまが旅行中旅行サービスを受けることができないおそれがあるとき、募集型企画旅行契約に従ったサービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講じます。
- ②前項の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行います。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努め、また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めるなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力いたします。
- (2) コース名欄に添乗員同行と表示のあるものは、添乗員が同行します。
 - ①お客さまは、旅行を円滑に実施するため添乗員の指示に従っていただきます。
 - ②添乗員の業務は、原則として8時から20時までといたします。
 - ③一部コースについては、現地到着時より、現地出発まで同行する場合があります。この場合、集合場所まで及び解散場所からの行程については添乗員は同行いたしませんので、お客さまが旅行サービスの提供を受けるための手続はお客さまご自身で行っていただきます。(一部コースについては添乗員が受付、出発のご案内をいたします。)
- (3) コース名欄に個人旅行の表示のあるものは、添乗員は同行いたしません。お客さまが旅行サービスを受けるための必要なクーポン券類をお渡ししますので、旅行サービスの提供を受けるための必要な手続はお客さまご自身で行っていただきます。
- (4) 添乗員が同行しない区間および現地係員が業務を行わない区間において、悪天候等によってサービスの内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続きは、お客さまご自身で行っていただきます。
- (5) お客さまが疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めるときは必要な措置を講ずることがあります。この場合は、当社の責に帰するべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客さまの負担となります。お客さまは当該費用が当社が指定する期日までに当社が指定する方法でお支払いいただきます。

17. お客さまに対する責任

- (1) 当社は旅行契約の履行にあたって、当社の故意又は過失によりお客さまに損害を与えたときは、お客さまの被らした損害を賠償いたします。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。
- (2) お荷物の損害については損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、一人15万円を限度（当社の故意又は重大な過失がある場合を除く）として賠償いたします。
- (3) 当社に故意又は過失がない場合で、お客さまが次に例示するような事由により損害を被られたときは、上記の責任を負うものではありません。
 - ①天災地変、戦乱、暴動又はこれらに生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - ②運送・宿泊機関の事故もしくは火災又はこれらに生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - ③官公署の命令又は伝染病による隔離
 - ④自由行動中の事故
 - ⑤食中毒
 - ⑥盗難
 - ⑦運送機関の遅延、不通又はこれらによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地在時間短縮

18. お客さまの責任

- (1) お客さまの故意又は過失により、当社が損害を受けた場合は、お客さまに損害の賠償をしていただきます。
 - (2) お客さまは募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客さまの権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めていただきます。
 - (3) お客さまは、旅行開始後において、旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたときも、旅行地において速やかに当社又は旅行サービス提供者に申し出ていただきます。
- ## 19. 特別補償
- (1) 当社は、当社の責任が生じるか否かを問わず、特別補償規程で定めるところにより、旅行参加中にその生命、身体又は手荷物の上に被った一定の損害について、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金を支払います。
 - (2) 前項の損害について当社が第17項(1)の規程に基づく責任を負うときは、その責任に基づいて支払うべき損害賠償金の額の限度において、当社が支払うべき前項の補償金は、当該損害賠償金とみなします。
 - (3) 前項に規程する場合、本項第1項の規程に基づく当社の補償金支払義務は、当社が前条第1項の規程に基づいて支払うべき損害賠償金（前項の規程により損害賠償金とみなされる補償金を含みます。）に相当する額だけ縮減するものとします。

20. 旅程保証

- (1) 当社は、下記の表の左欄に掲げる契約内容の重要な変更（第9項(2)に規定する以外の次の各号に掲げる変更を除きます。）が生じた場合は、旅行代金に下記の表の右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。ただし、サービスの提供の日時、および順序の前後は対象外とします、第17(1)項の当社の責任が発生することが明らかである場合にはこの限りではありません。
 - ①次に掲げる事由による変更
 - (1)天災地変、(2)戦乱、(3)暴動、(4)官公署の命令、(5)運送・宿泊機関の旅行サービス提供の中止、(6)当初の運行計画によらない運送サービスの提供、(7)旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置
 - ②第11項から第14項の規定に基づいて募集型企画旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更
- (2) 当社が支払うべき変更補償金の額は、お客さま1人に対して1旅行につき旅行代金に15%を乗じた額を限度とします。また、お客さま1人に対して一募集型企画旅行契約につき支払うべき変更補償金の額が千円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。
- (3) 当社は、お客さまの同意を得て、金銭による変更補償金の支払いに替え、これと同等又はそれ以上の価値のある物品又は旅行サービスの提供をもって補償を行うことがあります。
- (4) 当社が本項の規定により変更補償金を支払った後に、当該変更について第17項の規定に基づく責任が明らかになった場合には、お客さまは当該変更に係る変更補償金を返還していただきます。この場合当社は、第17項の規定に基づき当社が支払うべき損害賠償金と、お客さまが返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。

変更補償金

変更補償金の支払が必要となる変更	1件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。）その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備のそれを下回った場合に限りします。）	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類・設備又は景観の変更	1.0	2.0
7. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

注1 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客さまに通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始日以降にお客さまに通知した場合をいいます。

注2 第4号又第6号に掲げる変更が1乗車船等又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船又は1泊につき1変更として取り扱います。

注3 第7号に掲げる変更については、第1号から第6号までを適用せず、第7号によります。

21. 通信契約により旅行契約の締結を希望されるお客さまとの旅行条件

当社は、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」という）のカード会員（以下「会員」という）より所定の伝票への会員の署名なくして旅行代金の支払いを受けることを条件に電話、郵便、インターネット、その他の通信手段による旅行のお申込みを受ける場合があります。（以下「通信契約」という）その場合の旅行条件は、本「旅行条件書」に準拠いたしますが、一部異なりますので以下に異なる点のみをご案内します。

- (1) 本項でいう「カード利用日」とは、会員及び当社が募集型企画旅行契約に基づく旅行代金などの支払い又は払戻債務を履行すべき日をいいます。
- (2) 通信契約の申込みの際に、会員は、申込みしようとする「募集型企画旅行の名称」、「出発日」、「会員番号」、「カードの有効月日」等（以下「会員番号など」という）を当社にお申し出いただきます。
- (3) 旅行契約は、電話による申込みの場合は、当社が申込みを受託したときに成立します。また、郵便、インターネットその他の通信手段による申込みの場合は、当社が契約の締結を承諾した旨の通知を発送したときに成立します。
- (4) 与信などの理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は通信契約を解除し、第15項(1)イ又はロの取消料と同額の違約料を申し受けます。ただし、当社が別途指定する期日までに現金による旅行代金の支払いをいただいた場合はこの限りではありません。
- (5) 当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名無してパンフレットに記載する金額の旅行代金、又は「第15項(1)イ又はロの取消料」の支払いを受けます。この場合、旅行代金のカード利用日は旅行契約成立日とします。また、取消料のカード利用日は契約解除のお申し出があった日とします。ただし、契約の解除の申し出日が既に旅行代金の支払い後であった場合は、当社は旅行代金から取消料を差し引いた金額、解除の申し出があつた日の翌日から起算して7日以内をカード利用日として払戻いたします。
- (6) 通信契約を締結しようとする場合であつて、会員の有するクレジットカードが無効等により、旅行代金等が提携会社のカード会員規約に従って決済できないときは、旅行契約を拒否させていただきます。

22. 個人情報の取扱いについて

- (1) 当社及び下記「販売店」欄記載の受託旅行業者は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客さまとの連絡のために利用させていただき、お客さまお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。このほか、当社及び販売店では、①会社及び会社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内、②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、③アンケートのお願い、④特典サービスの提供、⑤統計資料の作成に、お客さまの個人情報を利用していただくことがあります。
- (2) 当社は、当社が保有するお客さまの個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客さまへのご連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、当社グループ企業との間で、共同して利用させていただきます。それぞれの企業の営業案内、催し物内容のご案内、ご購入いただいた商品の送のために、利用させていただきます。このほか、当社及びグループ企業では①会社及び会社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内、②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、③アンケートのお願い、④特典サービスの提供、⑤統計資料の作成に、これを利用していただくことがあります。

23. 基準期日

- (1) この旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、パンフレット等に明示した日となります。

24. その他

- (1) 本条件書の各号にいう旅行代金とは、募集広告またはパンフレットに旅行代金と表示した参加コースの金額、及び当該コースの追加代金又は割引代金として表示した金額をいいます。この合計金額は第2項のお申込金、第15項の取消料、第20項の変更補償金の額を算出する際の基準となります。
- (2) お客さまが個人的な案内、買物等を添乗員に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客さまの怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客さまの不注意による荷物紛失、忘れ物の回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、その費用をお客さまにご負担いただきます。
- (3) お客さまのご便宜をはかるために土産物店にご案内することがありますが、お買物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。
- (4) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

国内旅行傷害保険加入のすすめ

安心してご旅行をしていただくため、お客さまご自身で保険をかけられますよう、おすすめいたします。

旅行企画
実施

近畿日本鉄道株式会社

(一社)全国旅行業協会正会員 大阪府知事登録旅行業第2-2728号
大阪市天王寺区上本町6-1-55
<http://www.kintetsu.co.jp/>

●明るく笑顔で心のこもったサービス

旅行業務取扱管理者印

●取扱・受託取扱営業所（お電話でのお申込みも承ります。）

旅行業務取扱管理者とは、お客さまの旅行を取扱う営業所での取引の責任者です。このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がございましたら、ご遠慮なく上記旅行業務取扱管理者にご質問ください。

2018.1/60,000